

★ 居住地・勤務先等に変更が生じた場合には、「変更届」のご提出をお忘れなく。★



写真：(中央) 協議会ホームページ（イメージ）、(周囲) 平成 12 年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

◇特集 1	平成 12 年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	1
◇特集 2	応急危険度判定の実施(伊豆諸島地震、鳥取県西部地震)	3
◇協議会ニュース	登録更新手続きの変更、協議会ホームページ開設、Q & A	6
◇インフォメーション	居住地・勤務地等に変更が生じた場合	9

神奈川県建築物震後対策推進協議会

平成12年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

実際の被災時に円滑かつ迅速に判定作業を進めるために神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下、協議会）では、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度で第8回目となる模擬訓練は、平成13年1月23日に城山町内で実施しました。

1. 訓練内容

(1)参加者

県内判定士100人のほか、県及び市町村職員、全国協議会・10都県協議会の他都県担当職員等が総勢約200人参加しました。

(2)参集訓練

連絡訓練は模擬訓練前日に先ず行政庁間緊急連絡網を使用して判定実施と要請の連絡訓練を行いました。県内の訓練参加判定士に対しては参集場所・時間等を伝達する電話連絡訓練を行い、当日は一次参集場所のJR橋本駅に参集しました。

(3)模擬訓練

調査対象建築物は解体予定の木造平屋建て町営住宅4棟を使用し、その内の2棟に人為的な変形等を加え被災建築物として訓練を実施しました。

訓練方法は判定士2人1組で判定調査表の項目に従い、2棟の損傷状態を判定しました。調査は外観目視を原則とし、建築物の傾斜角度測定には「下げ振り」、「コンベックス」を使用しました。



B棟の傾斜を下げ振りで測定する判定士



C棟を調査する判定士

そして、総合判定結果に基づき「危険」「要注意」「調査済」の判定標識を調査した建築物に貼り付け、コーディネーターに結果報告をするまでの訓練を約45分で実施しました。



調査表と標識にコメントを記入する判定士

今年度の模擬訓練は、従来の訓練に加え、新たな試みが2つありました。

1つは、実際の被災地への参集方法を想定し、参集場所を最寄りのJR橋本駅に設定。そこから、バスで判定士を判定拠点会場へ搬送したこと。

もう1つは、一人でも多くの判定士に訓練を受けていただくために、当日の訓練を3回に分けて行い、参加者を従来の2倍にしたこと。

そのため1部の参加者は橋本駅に9時30分集合、3部の参加者が訓練終了後、バスで橋本駅に到着したのは17時30分頃となりました。

2. 訓練参加者の感想等

参加者からご意見やご感想をいただきましたので、その一部をご紹介します。

老朽化した建築物を使用しての訓練ならではの判断の迷いもあったようです。

(1)伝達・参集訓練

- ・各区域の全体伝達訓練も必要だと思う。
- ・特別な連絡網(携帯電話所持者等)が必要ではないか。
- ・実際の地震時に交通機関がどうなっているのか心配である。
- ・参集場所に集合した時点で腕章を付けた方がお互いを識別できて良い。
- ・今回城山町で体験したが、もっと身近なところで訓練を実施して欲しい。

(2)模擬訓練

- ・個々の建築物の対応になるので判定に「迷い」が生じてしまう。



B棟に「危険」の赤紙を貼付する判定士

- ・地震による被害なのか、老朽化によるものなのか判定に戸惑った。
- ・このような訓練は大勢の人に受けて欲しいと思う。また1回ではすべてを把握できないので、多くの建築物を判定することも大切ではないか？
- ・調査表の記入をもう少し簡略化してもらいたい。
- ・老朽化による腐食等と地震(訓練用)による損傷との判断の相違について説明が欲しい。
- ・屋根瓦の状況判断をBランクにするかCランクにするか迷った。
- ・一部の壊れを全体的にどう判断するか。
- ・無被害・軽微・部分的の判定に個人差がある。
- ・調査表の調査2.構造躯体等と3.落下物等を入れ替えて欲しい。(落下物の危険性確認後、調査を実施する)
- ・今後もこのような機会を設け、判定士の育成を図ることを望む。

訓練に参加していただいた判定士の皆様、大変ご苦勞様でした。

協議会としても訓練方法の改善等を考えてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

判定結果集計表(A・B棟=27組. C・D棟=24組. 計51組)

建築物名称	A棟			B棟			C棟			D棟		
想定判定結果	要注意(黄)			危険(赤)			危険(赤)			要注意(黄)		
調査時の着目点	・土台の腐食 ・煙突留め金物外れ ・老朽化			・全体傾斜著しい(倒壊の恐れあり) ・瓦のずれと一部落下 ・土台と柱接合部腐食			・傾斜あり ・土台のずれと腐食 ・ガラスの破損、瓦のずれと一部は落下			・土台の腐食(余震に注意が必要)		
訓練判定結果(判定標識)	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険
	7	16	4	0	0	27	0	2	22	16	8	0
訓練で判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	・台所付近の柱腐食、補強必要あり ・窓ガラスと外装材に破損あり ・土台と外壁の欠損			・傾斜著しい、瓦落下危険、近寄るな ・余震による倒壊の恐れあり			・傾斜、瓦落下・ガラス破損 ・傾斜著しい、瓦落下、ガラス破損 ・瓦落下とガラス破損、補修するまで危険			・危険箇所特になし ・無被害、老朽化著しいので居住時注意 ・土台腐食欠損あり土台と柱の固定補強必要		

注) 判定調査表の総合判定と貼付された判定標識(色紙)の異なる組がありました。

応急危険度判定の実施

阪神・淡路大震災発生から5年目となる平成12年には、応急危険度判定が実施されるような大きな地震が2つありました。日本国内の応急危険度判定実施はこれで計7回になりました。

神奈川県への判定士応援要請はありませんでしたが、その活動報告が全国被災建築物応急危険度判定協議会が発行する「被災建築物応急危険度判定OQ通信3号」に掲載されていますので、その全文をご紹介します。

伊豆諸島地震（新島）の応急危険度判定に携わって

東京都都市計画局建築指導部調査課 伊藤正雄

平成12年7月15日（土）、午前10時00分頃、伊豆諸島新島近海において、震源の深さ10km、マグニチュード6.2 震度6弱の地震が発生した。この地震により新島村若郷地区及び式根地区に災害があった。特に新島村若郷地区に甚大な被害があった。

今回の地震による被害状況の調査依頼が新島村よりあり、第一次調査として、18日と19日の2日間で宅盤・擁壁及び建物の被害について事前の調査を行い、調査の方法・範囲・棟数の把握をし、第二次調査の資料を作成した。

第二次調査は、事前の調査資料に基づき、8月3日と4日の2日間実施され、東京都都市計画局技術職員6名が派遣されて、応急危険度判定を行った。

事前調査資料に基づき新島村及び都市計画局職員がリストアップしてあった被災建築物を2名一組として、3班に地域分割をし調査を開始した。今回2次調査の対象となった新島村若郷地区は西側が海に面し、東側が山に接した地域である。

この地域の建物の特徴として坑火石造（ユガ石）の建物が全体の約70%を占めていることである。骨組みは（柱・梁）鉄筋コンクリート造であるが壁材として新島特産の坑火石を無筋でコンクリートブロックと同様に積み上げたものである。

そのため今回の地震による被害が一層大きくなったと思われる。また、鉄筋コンクリート部分についても建築年度が古く、さらに塩害によるコンクリートの劣化及び鉄筋の腐食が多く見受けられ、これらの要素が重なり柱、梁の亀裂、ひび割れにより建物の倒壊、壁の崩壊等の被害が出たものである。

約30%を占める木造の建物は15・16年ほどまえから建築されるようになりこれらの建物については、倒壊した建物はなく一部基礎のひび割れ、地盤の変動による傾き等が見受けられた。

今回の調査の結果は、下記のとおりであり、危険と判定した建物の中には東側山の崖崩れの恐れのある建物が多く含まれている。

新島村の世帯数と人口傾向

世帯数 1,271 世帯 3,198 人

内 訳 新島村本村地区：863 世帯 2,201 人

〃 若郷地区：137 世帯 413 人

〃 式根地区：271 世帯 584 人



新島若郷地区（斜面の正面及び右側に崖崩れが見られる）



坑火石造の壁が被災した住宅

調査棟数 102 棟 (81 宅地) 危険と思われるもの及び要注意と思われるもの 51 棟、調査済 (支障無し) と思われるもの 51 棟であった。

今回の新島での被害は直下型地震であり人的被害は無く、家屋の被害にとどまっていた、しかし、新島村の地形が前述のとおり海と山に挟まれた状況にあり、地震による山の崩落 (今回も一部崩落により落石があり大災害の恐れあり)、津波の発生等に

より人的被害になる可能性があった。

今回は、実施本部や支援本部を設置しての正式な応急危険度判定ではなかったが東京都にとっては、貴重な実地体験となった。しかし、もし東京都区内においてこのような地震が発生した場合には非常に大きな災害が予想され、そのためには余程の周到な準備が必要である。

鳥取県西部地震の概要と応急危険度判定の内容について

鳥取県土木部建築課

① 応急危険度判定実施までの概要

今回の鳥取県西部地震では、約 3 時間後に翌日 (10 月 7 日) から西部地域の 2 市 12 町村で応急危険度判定を実施することを決め、判定士の支援を鳥取県建築士会に要請しました。

被害状況を踏まえ、危険度判定は鳥取県内のボランティア判定士により実施することとし、各市町村役場と連携して、判定の必要のありそうな建物 (危険な建物)、調査希望のあった建物を重点的に調査しました。

② 応急危険度判定の実施結果

実施時期 : 10 月 7 日 ~ 10 月 20 日

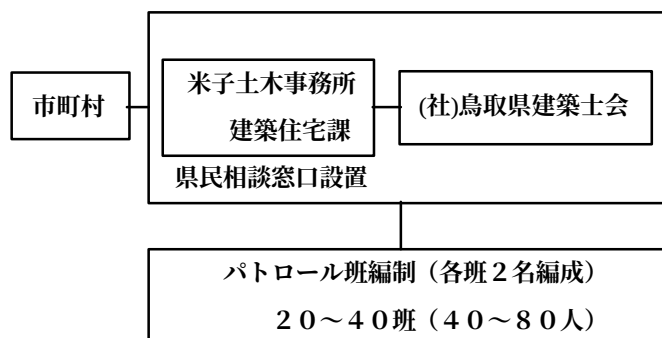
(10 月 14 日 ~ 20 日は規模を縮小)

対象地域 : 米子市、境港市、西伯郡、日野郡
の 14 市町村

調査方法 : 判定の必要のありそうな建物 (危険な建物)、調査希望のあった建物を重点的に調査

調査体制 :

建築物安全パトロールチーム



調査人員 : 延 約 300 人以上

調査結果 : 調査件数 3,849 件



「危険」と判定したもの
435 件
「要注意」と判定したもの
1,395 件
「調査済」と判定したもの
2,019 件

判定結果の貼付

③ 応急危険度判定を実施した地域における被害の特殊性

今回の鳥取県西部地震では、地震被害について 2 つの「地域による特殊性」がありました。

第 1 は、液状化による被害です。米子市と境港市では、住宅団地の建物等で本体はほとんど無被害にも拘わらず、地盤の液状化により全体的に傾斜した例が多くありました。

第 2 は、震源地が山間地だったため、敷地周囲の石垣、擁壁等の崩壊の危険性の高い建物が数多くあったことです。

危険度判定実施の際には、判定調査表により判断しましたが、判定士により個人差がかなり生じたのではないかと考えられます。

今後は、判定マニュアルの運用についての検討も必要ではないかと考えます。

郡 名 市町村名	米子市	境港市	日野郡				西伯郡	
			日南町	日野町	江府町	溝口町	西伯町	会見町
危 険	30件	121件	7件	158件	2件	69件	19件	19件
要注意	213件	165件	12件	709件	7件	93件	85件	46件
調査済	496件	234件	6件	899件	7件	17件	98件	49件
合 計	739件	520件	25件	1,766件	16件	284件	202件	114件
郡 名 市町村名	西伯郡						総合計	
	岸本町	日吉村	淀江町	大山町	名和町	中山町		
危 険	1件	1件	7件	1件	0件	0件	435件	
要注意	13件	24件	20件	8件	0件	0件	1,395件	
調査済	41件	8件	22件	6件	22件	9件	2,019件	
合 計	55件	33件	49件	15件	22件	9件	3,849件	

④ 応急危険度判定の事後処理

今回の応急危険度判定の実施は、余震等による2次災害を防ぐという点では非常に有意義だったと思います。

しかし、一方で、判定ステッカーの「危険」、「要注意」を貼られた家屋の住民に、家屋の危険状態、使用方法、今後の復旧対策の取り組み方法等について、過大な心配、誤解を与えているとの指摘がありました。このような不安を一刻も早く払拭し安心して復旧作業が進められるよう、応急危険度判定終了後、民間建築士による個別の巡回相談

（「危険」、「要注意」を貼られた家屋の住民に対して、危険度判定実施の趣旨説明、判定内容の正確な情報提供、修繕方法のアドバイス等を行う）を実施しました。

結果的には、この巡回相談の実施が被災者に対して安心感を与えることになり、細やかな住民サービスができたと思います。

おわりに

今回の鳥取県西部地震を経験したことにより、防災対策整備の必要性を切実に感じました。

特に、地震の際に建築士の果たすべき役割が、応急危険度判定にとどまらないということが大きな教訓として明らかになりました。危険度判定が延べ約300人に対し、今回の地震での全動員数は延べ1,000人を上回るものとなっています。

今後は、早急にその反省点をまとめて検証し、総合的な防災・復旧体制の見直し、整備を進めなければならないと思っています。



典型的被害事例



町屋の被害・開口部の多い1階の傾き



住宅直下の石垣の崩壊

講習会の実施

■ 今年度の受講者は 1,254 人

平成 12 年度で 9 年目となる「神奈川県震災建築物応急危険度判定講習会」は、今年度も県内各地区で 10 回開催しました。

新たな登録を目的とした新規受講者 640 人、更新者再参加 614 人の合計 1,254 人の受講者を得ることが出来ました。

平成 13 年度も同様に講習会を開催する予定です。新しく建築士等になられた方や未だ講習会に参加されていない方が、お知り合いにいらしたら是非呼びかけをお願いいたします。

お問い合わせ先は、業務委託をしている(財)神奈川県建築安全協会までお願いします。

登録更新手続きの変更

■ 更新申請が不要になりました

判定士の認定証は、有効期間が 5 ヶ年です。

これまでは有効期間満了の 30 日前までに更新申請をしていただいていたが手続きの簡素化を図った結果、特に認定を辞退される方を除き、自動更新させていただくことといたしました。

これに伴い更新申請が不要となりましたので、平成 12 年 7 月 1 日以降に有効期間が満了された判定士の方については、既に期間満了時に新しい認定証を送付させていただいております。

今後、認定証の有効期間が満了される判定士の方につきましても同様の取り扱いとさせていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

協議会のホームページを開設

■ 協議会のニュースを提供

協議会が行っている事業の概要などについて、判定士をはじめとする県民の方々に広く知っていただけるように、平成 12 年 11 月 1 日からホームページを開設しました。是非ご覧下さい。

アドレス <http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo>

■ メールアドレス登録のお願い

協議会から判定士の方へ直接お知らせをしたり、災害時の協力要請の一つの手段として、Eメールを活用できるように、メールアドレスの登録をお願いします。登録方法については、ホームページにてご案内しています。

平成12年度 各地の参集訓練・模擬訓練

■ 七都県市合同防災訓練

実施日：平成12年9月1日(金)

場所：平塚市市民スポーツ広場（メイン会場）

参加機関：自主防災組織、ボランティア団体、警察、自衛隊、関係自治体など

訓練内容：訓練会場内に8棟の被災建築物(木造、RC造を想定)を作製し、森首相、扇国土庁長官や多くの観衆の中、判定士22名による判定訓練が実施されました。



仮設RC造に危険の標識を貼付する判定士

■ 横浜市総合防災訓練

実施日：平成12年9月1日(金)

場所：県立保土ヶ谷公園運動広場

訓練内容：訓練会場内に被災建築物（木造とRC造を想定）を作製し、判定士6名とコーディネーター4名による判定訓練が実施されました。

■ 相模原市総合防災訓練

実施日：平成12年9月3日(日)

場所：相模原市淵野辺公園

訓練内容：訓練会場内の判定実施本部に判定士30名が集合、コーディネーター9名から判定街区の説明と判定備品を受け取り、会場内を一周して本部に戻るという訓練が実施されました。

■ 海老名市参集訓練・判定士会議

実施日：平成12年9月3日(日)

訓練内容：電話連絡網による参集訓練を行った後に判定士会議を開催しました。

会議では、行政の取り組み状況等を説明した後、判定士からの質問や意見交換などが活発に行われました。実際の建築物を使用した模擬訓練実施などの要望も寄せられました。



活発な意見交換が行われた判定士会議
(海老名市庁舎内)



☆ 小田原市住まいの防災フェア

平成13年1月17・18日に行われた「小田原市住まいの防災フェア」において、応急危険度判定に関する紹介を行うとともに、小田原支部判定士の電話連絡網による伝達訓練が実施されました。

住まい防災フェア会場（小田原市庁舎内）

Q & A

平成 12 年度に開催した応急危険度判定講習会受講者からいただいた質問のうち、誌面の都合上主な質問について回答します。

Q. 模擬訓練について どうすれば参加或いは見学できるのか。	A. 参加・見学に関しては協議会事務局または市町村担当課に一度問合せてみてください。 模擬訓練は解体予定となる既存建築物を使用して実施してきました。 参加人数は、解体規模や周辺住民への配慮を考えると参加いただける判定士数も自ずと制限されてきます。 平成 12 年度の模擬訓練は今回の特集 1 で報告させていただいたように参加人数は従前までの約 2 倍 100 名の皆さんに参加いただきました。 協議会ではより多くの判定士の皆さんに参加、体験していただけるような訓練を今後も検討していきます。
Q. 判定結果の責任について 判定後の建築物により二次災害が生じた場合、判定士に責任が及ぶことはないのか。	A. 判定士の皆さんは災害対策本部の要請を受け、その指示により判定活動を実施します。判定は設定された判定基準に基づき、指定の判定調査表の項目に沿って調査を行います。 以上のことから、判定結果の責任は判定を実施する災害対策本部が負います。従って、判定士の皆さん個人の責任まで問われることはありません。
Q. 外観目視の調査で本 当によいのか。 特に S 造の柱、梁や部材の損傷状況は内部調査を必要とするのではないのか。	A. 応急危険度判定の調査は、原則として建築物の外部から簡単な計測器等を使用し、目視により行います。そして、短時間に多くの建築物を応急的に判定し、その結果を居住者等に情報提供することにあります。 外観目視により判定が可能であれば何ら問題はありませんが、S 造など部材の判定が仕上げ材で隠れて困難な場合があります。その場合には、仕上げ材やサッシ等の損傷状況で地震時に建築物が受けた力の大きさがある程度判断できるのではないかと思います。その辺に着目して判定を行ってください。 内部調査を実施するかどうかは、災害対策本部の指示に従ってください。また、判定士の皆さんの安全が第一ですので、無理な調査は避けてください。
Q. 傷害保険について 過去の判定活動中に傷害保険の適用を受けるような事例があったか。	A. 幸いにも神奈川県としては、傷害保険を適用するような事故の事例はありません。また、他都道府県からもそのような報告は受けていません。 補償内容は、全国的にも神奈川県の補償内容と同等のようです。 この保険は、模擬訓練に参加される判定士さんにも適用されています。また、個人で入られている保険とは無関係に支払われるものです。 補償内容は以下のとおりです。 傷 害 保 険：死亡・後遺傷害 2,000 万円 入院 日額 5,000 円 通院 日額 3,000 円 賠償責任保険：対人・対物共通 1 億 円
Q. 判定備品について ヘルメットがないので用意して欲しい。	A. 協議会では、現在までに以下の判定資機材を整備し、各市町村で分散備蓄しています。 ・ヘルメット 4,000 個 ・下げ振り 2,000 個 ・ナップザック 4,000 個 ・クラックスケール 2,000 枚 判定活動参加時に"必ず持参して欲しいもの""あると便利なもの"は、既にお渡ししてある「応急危険度判定手帳」の「判定活動参加への準備」をご確認ください。

居住地・勤務地等に変更が生じた場合

転居等された場合

■ 変更届の提出をお忘れなく

居住地・勤務地等に変更が生じた場合には、"変更届"の提出をお願いします。緊急時の電話等による連絡に支障をきたします。また、この"判定士だより"もお手元に届かなくなりますのでよろしくお願いします。

県外へ転居等された場合

■ 事務局へご一報を

転居等により居住地・勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に申請などの事務手続きだけで判定士として登録できます。転居先の担当課等については、協議会事務局までお問い合わせください。

編集後記

平成13年1月13日には中部アメリカのエルサルバドルでマグニチュード7.6(Mw)、続く1月26日はインド西部でマグニチュード7.6(Mw)の大地震が発生し、大きな被害に見舞われ多数の犠牲者を出しています。また、2月28日には米国のワシントン州シアトル市でも大きな地震(Mw6.8)が発生しています。

我が国でも平成7年1月17日に阪神・淡路大震災が発生し、6,400人を越える貴重な人命が失われています。震災当時、被災建築物の応急危険度判定を制度化していたのは、本県と静岡県だけであったため、建設省の指揮のもと本県から約170人の判定士が現地に赴き活躍しました。今年で阪神・淡路大震災から6年が経過しました。

近い将来発生すると言われている駿河湾を震源地とする東海地震や神奈川県西部地震は、本県にも大きな影響があるとされています。

このような地震が発生した場合、皆さんには判定士として、建築物の倒壊等による、二次災害から貴重な人命を守る重要な役割を担って頂くことになります。

協議会では平成11年度より、企画・広報・訓練・情報の各分科会を設置し、判定士の皆さんに、災害時に迅速かつスムーズな判定を行って頂く為、情報提供・模擬訓練の実施等を行っています。平成13年1月23日、津久井郡城山町で行われた参集訓練・模擬訓練や今回の判定士だより第8号の発行もそれぞれの分科会が主体となり行ったものです。

応急危険度判定制度は判定士の皆さんのご協力により成り立っている制度で、協議会では今後ともより一層の制度充実に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いします。

(広報分科会：主査 鎌倉市)

判定士だより 2001 3月号 VOL - 8

発行日：平成13年3月20日

発行：神奈川県建築物震後対策推進協議会（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(内線)6257~8

作成・編集：神奈川県建築物震後対策推進協議会 応急危険度判定部会 広報分科会

財団法人 神奈川県建築安全協会 TEL 045-212-3599